

## 第1章 計画の概要

### 1-1 策定の趣旨

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行した。また、平成26年6月には、国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができる。」旨が規定されている。

以上のことから、町民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して、迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、町民の安全・安心を守るよう備えるため、毛呂山町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

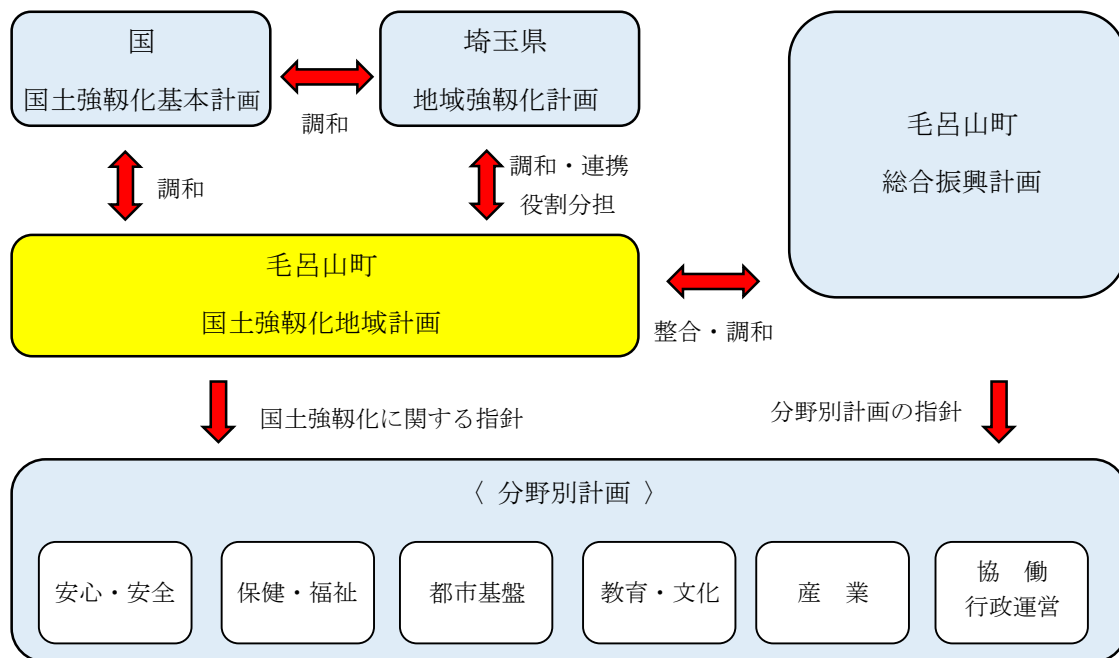
### 1-2 計画の位置付け

本計画は、前述の基本法第13条の規定に基づき策定し、本町における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画である。

このため、本町を内包する県土全域に係る「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）との調和を保つとともに、「第六次毛呂山町総合振興計画」や「毛呂山町地域防災計画」等とも整合・調和を図りながら、国土強靱化に関して、本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

また、本計画は主に発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、これに対し、よく混同される災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は発災時・発災後の対応を災害の種別ごとに取りまとめ、応急対応と復旧の取組と役割を明確にすることを中心とする計画である。

## ■国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け

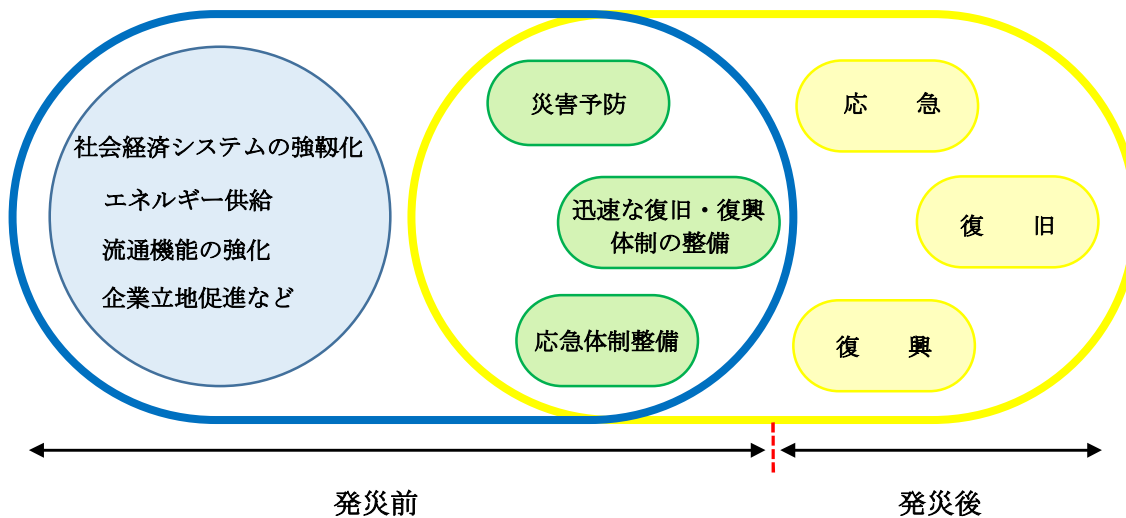


## ■国土強靱化地域計画と地域防災計画との違い

|            | 国土強靱化地域計画            | 地域防災計画  |
|------------|----------------------|---------|
| 検討対象とアプローチ | 地域で想定される自然災害全般       | 災害の種別ごと |
| 主な対象フェーズ   | 発災前                  | 発災時・発災後 |
| 施策の設定方法    | 脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策 | —       |
| 施策の重点化・要点化 | 考慮される                | 考慮されない  |

### 【強靱化地域計画】

### 【地域防災計画】



### 1－3 計画の見直し

本計画については、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の進捗状況等を考慮して計画内容の見直しを行うこととする。